



第4回

FLEC フォーラム

～社会的養護の健全な発展のために～

報告書

全国家庭養護推進ネットワーク

令和4年（2022）3月

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION



一般社団法人
共生社会推進プラットフォーム
Inclusive Society Empowerment Platform

はじめに

FLEC フォーラムは、すべての子どもたちに家庭での生活を（Family Life for Every Child: FLEC）という思いをこめて、社会的養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について意見を交わすことを目的に、毎年開催してきた FLEC フォーラムも今回で第4回になります。

当初より新型コロナウイルス感染症の影響を念頭に準備してまいりましたが、感染の急拡大のタイミングと重なったことで、レセプションの中止等の急な変更、事務局スタッフの不足等による運営の不備等、参加者の皆様には、色々とお迷惑をおかけいたしました。

そのような状況の中、皆様のご協力と温かいお心遣いに助けられ、何とか無事終了することができました。関わってくださったすべての皆様に感謝申し上げます。

今回のフォーラムでは、昨年に引き続きプレセッションを開催いたしました。「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」をテーマに、研究者の皆様を中心に、包括的な評価の在り方を議論いたしました。

続く2日間は、基調講演、2つのシンポジウム、2つのパネルディスカッション、特別講演・鼎談を行い、それぞれ示唆に富んだ発表を踏まえての活発な討議や意見交換を行っていただきました。

今年は児童福祉法改正が予定されておりますので、「児童福祉法改正と今後の社会的養護の展望」をメインシンポジウムのテーマとして取り上げることにしました。基調講演は、厚生労働省子ども家庭福祉課長に担っていただき、続くシンポジウムでは、児童福祉法改正と今後の社会的養護の展望について、子どもの権利を中心に置いた徹底討論を行いました。

パネルディスカッションでは、「家庭養護推進・里親支援の先進事例」と「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」の2つを取り上げました。前者では、実践の先にある先進事例について色々な立場の方からご発表いただき、家庭養護や里親支援を一步先に進めるための多くの示唆をいただきました。後者では、子ども出自の取り扱いという非常に難しい課題を取り上げ、現場や学者の皆様と一緒に今後のあり方を議論しました。

また、今回は、特別講演として「社会的養護における心理職の役割」を取り上げ、続く鼎談で議論を深めました。

最後のシンポジウムでは、「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」を取り上げました。

今年は、次の社会的養護に関する制度改正が行われる重要な年になると存じます。私たちは、そうした制度改正への対応などを念頭に置いて活動しつつ、さらなる皆様とのネットワークを構

築しながら、皆様とともに、全ての子どもたちに最善の利益に沿った生活環境を保障するための歩みを続け、その役割を果たしてまいりたいと存じます。

また、次回こそは、直接皆様にお目にかかれよう、次回に向けての準備を進めてまいりたいと思います、

このネットワークとフォーラムが、わが国のすべての子どもたちの未来を切り拓く一助となることを切に願っております。

令和4年3月31日

全国家庭養護推進ネットワーク

目次

■ 開催趣旨	2
■ 共同代表・設立発起人・幹事・事務局	3
■ 開催概要	5
■ プログラム	6
代表挨拶	
基調講演	
事例発表	
ディスカッション	
閉会挨拶	
■ アンケート分析・結果	197

開催趣旨

FLEC フォーラムとは

すべての子どもたちに家庭での生活を（Family Life for Every Child: FLEC）という思いをこめて、家庭養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について意見を交わすことを目的に、FLEC フォーラムを開催します。

今回（第4回）の主なトピック

＜プレセッション＞

- ・ フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える

＜メインシンポジウム＞

- ・ 児童福祉法改正と今後の社会的養護の展望

＜特別講演・鼎談＞

- ・ 社会的養護における心理職の役割

＜パネルディスカッション＞

- ・ 家庭養護推進・里親支援の先進事例
- ・ 特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって

＜シンポジウム＞

- ・ 女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働

全国家庭養護推進ネットワークとは

家庭養護とその関連分野の関係者相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について、志ある方々が、それぞれの主体間の垣根や主義主張の相違を超え、横断的に交流、討議するプラットフォームとして設立いたします。

共同代表・幹事・設立発起人・事務局

共同代表

- 潮谷 義子（スペシャルオリンピックス日本・熊本 理事長、前熊本県知事）
柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部教授）
相澤 仁（大分大学福祉健康科学部教授）

幹事

- 相澤 仁（大分大学福祉健康科学部 教授）
新井 淳子（一般社団法人 こどもみらい横浜会長）
柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部 教授）
上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学学術院 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）
北川 聡子（社会福祉法人妻の子会 理事長、日本ファミリーホーム協議会 会長）
潮谷 義子（スペシャルオリンピックス日本・熊本 理事長、前熊本県知事）
長田 淳子（二葉乳児院 副施設長・フォスタリングチーム統括責任者）
都留 和光（二葉乳児院 施設長）
橋本 達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長、一陽 統括所長）
藤井 康弘（東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長） ※代表幹事
前川 知洋（ファミリーホーム上野代表）
宮田 俊男（医療法人社団 DEN 理事長、早稲田大学理工学術院先進理工学研究科教授）
ロング朋子（一般社団法人 ベアホープ 代表理事）

設立発起人 ※設立発起人の肩書は設立当時（2019年2月当時）

- 相澤 仁（大分大学福祉健康科学部 教授）
猪飼 周平（一橋大学大学院社会学研究科 教授）
市川 亨（共同通信編集局生活報道部 次長）
大谷 泰夫（日本保育協会理事長、元厚生労働審議官）
奥山眞紀子（国立成育医療研究センターこころの診療部 統括部長）
大日向雅美（恵泉女学園大学 学長）
影山 秀人（影山法律事務所 弁護士）
柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部 教授）
上鹿渡和宏（長野大学社会福祉学部 教授）

共同代表・幹事・設立発起人・事務局

- 唐澤 剛（元厚生労働省家庭福祉課長、元内閣官房地方創生総括官）
木下 勝之（日本産婦人科医会 会長）
榊原 智子（読売新聞東京本社 調査研究本部 主任研究員）
笹川 陽平（公益財団法人 日本財団 会長）
潮谷 義子（社会福祉法人 慈愛園 理事長、前熊本県知事）
澁谷 昌史（関東学院大学社会学部 教授）
土井 香苗（ヒューマン・ライツ・ウォッチ 日本代表）
永松 悟（大分県杵築市長）
西澤 哲（山梨県立大学人間福祉学部 教授）
西島 善久（公益社団法人 日本社会福祉士会 会長）
西田 陽光（一般社団法人 次世代社会研究機構 代表理事）
野澤 和弘（毎日新聞 論説委員）
林 浩康（日本女子大学人間社会学部 教授）
板東久美子（日本司法支援センター 理事長）
福井トシ子（公益社団法人日本看護協会 会長）
藤井 康弘（元厚生労働省障害保健福祉部長）
宮島 清（日本社会事業大学専門職大学院 教授）
宮田 俊男（大阪大学産学共創本部特任 教授、医療法人社団 DEN 理事長）
村木 厚子（元厚生労働事務次官）
村瀬嘉代子（一般財団法人 日本心理研修センター 理事長）
山縣 文治（関西大学人間健康学部 教授）
山本 詩子（公益社団法人 日本助産師会 会長）
横倉 義武（公益社団法人 日本医師会 会長）
横堀 昌子（青山学院女子短期大学子ども学科 教授）
米山 明（心身障害児総合医療療育センター外来療育部長）

事務局

一般社団法人共生社会推進プラットフォーム

理事長 藤井 康弘

事務局一同

開催概要

○プレセッション：

2022年1月28日（金） 18:20～20:30

WEB（Zoom ウェビナー） & 事後動画

○フォーラム：

2022年1月29日（土） 10:30～18:00

2022年1月30日（日） 10:00～17:30

早稲田大学大隈講堂 & WEB（Zoom ウェビナー） & 事後動画

○主催：全国家庭養護推進ネットワーク

○助成：日本財団

○対象：家庭養護の推進に興味・関心のある方はどなたでも

○参加人数：460名（登壇者、招待、報道関係、幹事、事務局含む）

386名（登壇者、招待、報道関係、幹事、事務局を除く）

内、共催の早稲田大学人間科学学術院からの参加者は39名

○当日のZoom ウェビナー参加者：

プレセッション：163人、1日目：233人、2日目：235人

○当日の来場者：

1日目：10人、2日目：12人

プログラム

1月28日 (金)

プレセッション -オンライン・一般公開 (無料) -

18:20~	第4回FLECフォーラムについて (共同代表挨拶・FLECフォーラムのご案内) 柏女 霊峰 (共同代表/淑徳大学総合福祉学部 教授)
18:30~	プレセッション 「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」 パネリスト：西郷 民紗 (早稲田大学社会的養育研究所 客員研究員、HITOTOWA) 山口 敬子 (京都府立大学公共政策学部 准教授) 新津ふみ子 (一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 会長) 安部 計彦 (西南学院大学 教授) 家子 直幸 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング、早稲田大学社会的養育研究所 客員研究員) 藤林 武史 (西日本こども研修センターあかし企画官 (元福岡市児童相談所 所長)) 中村みどり (Children's Views & Voices 副代表) コーディネーター：上鹿渡和宏 (早稲田大学人間科学学術院 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長)

1月29日 (土)

フォーラム1日目 -早稲田大学大隈講堂・オンライン-

10:00~	受付
10:30~	代表挨拶 潮谷 義子 (共同代表/スペシャルオリンピックス日本・熊本 理事長、前熊本県知事)
10:40~	来賓挨拶 橋本 泰宏 (厚生労働省子ども家庭局長) 吉倉 和宏 (日本財団常務理事)
11:00~	基調講演「社会的養育専門委員会報告の概要と児童福祉法改正の展望」 (仮題) 中野 孝浩 (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長)
11:45~	休憩
12:45~	シンポジウム「児童福祉法改正と今後の社会的養護の展望 ~子どもの権利を中心に置いた徹底討論~」 シンポジスト：相澤 仁 (共同代表/大分大学福祉健康科学部 教授) 井上 登生 (医療法人井上小児科医院 理事長・日本子ども虐待医学会 副理事長) 畑山 麗衣 (NPO法人Giving Tree 相談員 (ユース事業)) 高橋恵里子 (日本財団公益事業部長) 上鹿渡和宏 (早稲田大学人間科学学術院 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長) 助言者：中野 孝浩 (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長) 山縣 文治 (関西大学人間健康学部 教授) コーディネーター：柏女 霊峰 (共同代表/淑徳大学総合福祉学部 教授)
15:45~	休憩
16:00 ~18:00	パネルディスカッション1「家庭養護推進・里親支援の先進事例」 パネリスト：岩城 淳 (子ども家庭支援センター海北 ・里親養育サポートセンターれりーふ 統括施設長) 武樋 保恵 (児童家庭支援センター高知みその ・里親家庭サポートセンター結いの実 センター長) 松崎 佳子 (福岡市子ども家庭支援センターSOS子どもの村 センター長) 渡邊 直 (千葉県柏児童相談所 所長) コーディネーター：橋本 達昌 (全国児童家庭支援センター協議会 会長、一陽 統括所長)

プログラム

1月30日(日)

フォーラム2日目 - 早稲田大学大隈講堂・オンライン -

9:30~	受付
10:00~	<p>特別講演「社会的養護における心理職の役割」 村瀬 嘉代子（一般財団法人日本心理研修センター 理事長、大正大学名誉・客員教授）</p> <p>鼎談： 村瀬 嘉代子（一般財団法人日本心理研修センター 理事長、大正大学名誉・客員教授） 福田 雅章（社会福祉法人養徳園 総合施設長） 藤井 康弘（代表幹事／東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長）</p>
12:00~	休憩
13:00~	<p>パネルディスカッション2 「特別養子縁組における子どもの出自の取り扱いをめぐって」</p> <p>課題提起： 潮谷 義子（共同代表／スペシャルオリンピックス日本・熊本 理事長、前熊本県知事） パネリスト： 阿久津美紀（目白大学人間学部児童教育学科 助教） 石川美絵子（社会福祉法人日本国際社会事業団（ISSJ） 常務理事） ロング朋子（ペアホープ 代表理事） コーディネーター： 徳永 祥子（立命館大学 准教授）</p>
15:00~	休憩
15:15~	<p>シンポジウム 「女性支援・母子保健と社会的養護の連携と協働」</p> <p>シンポジスト： 堀 千鶴子（城西国際大学福祉総合学部 教授） 大谷 恭子（一般社団法人若草プロジェクト 代表理事、弁護士） 佐藤 拓代（公益社団法人母子保健推進会議 会長） 山中八寿子（鳥取こども学園子ども家庭支援センター「希望館」所長） 大神 嘉（母子生活支援施設百道寮 施設長） 平田ルリ子（社会福祉法人慈愛会 清心乳児園 園長） コーディネーター： 村木 太郎（大正大学地域構想研究所 教授、一般社団法人若草プロジェクト 理事）</p>
17:15~	閉会の挨拶 潮谷 義子（共同代表／スペシャルオリンピックス日本・熊本 理事長、前熊本県知事）

プレセッション
2022年1月28日（金）

プレセッション開催にあたり（共同代表挨拶）

柏女 靈峰

(共同代表/淑徳大学総合福祉学部教授)



第4回目のFLECフォーラムプレセッションにWEB参加いただき本当にありがとうございます。全国家庭養護推進ネットワーク共同代表の1人である柏女と申します。明日から第4回FLECフォーラムが開催され、本セッションはそのプレセッションの位置づけとなっております。全ての方に無料参加いただいております。プレセッションのみの参加登録の方が、数は正確には分かりませんが、200人ぐらいいらっしゃる、またそれ以外に全体参加者が300人以上いらっしゃる、かなり大勢の方がこのプレセッションにご参加いただいていると思います。私からは、このプレセッションの開催にあたってのご挨拶と、明日からの本フォーラムの趣旨について短くご説明を申し上げたいと思います。

平成28年の児童福祉法改正において、わが国の社会的養護においても、里親委託をはじめとする家庭養護が原則とされ、さらに子どもたちのパーマネンシー保障という観点から、特別養子縁組を推進する方向も明確に打ち出されました。家庭養護を現場で実際に推進していくためには、里親、ファミリーホーム、施設、児童相談所、民間養子縁組斡旋機関、フォスタリング機関といった関係者のみならず、学会、行政、メディアなど様々な関係者相互のネットワークを構築、強化するとともに、それぞれの現場で関係者が共通認識の下、密接に協力して具体的な対策に取り組むことが必要になります。また、今後は障害児施策や子育て支援施策、母子保健施策、学校教育等の関連分野との連携、共同もますます重要性を増してきています。このような認識の下で開催してきた

FLECフォーラムも今回で第4回になります。令和4年は、児童福祉法改正が予定されており、厚生労働省の社会保障審議会児童部会、社会的養育専門委員会の報告書も、公表に向けた最後の詰めが議論されています。そこで今回は、児童福祉法改正と今後の社会的養護の展望、これをメインシンポジウムのテーマとして採り上げることいたしました。社会的養育専門委員会報告と、児童福祉法改正案に盛り込まれることが予定されている論点について幅広く採り上げ、こどもの権利を中心に老いた討論を行いたいと思います。

また昨年度に引き続き、今回もプレセッションを、フォスタリング機関評価を含めた、社会的養護全体の評価について考える。これをテーマとして行います。本ネットワークの上鹿渡幹事のコーディネートの下、7名のパネリストの参加により、第3回の議論をさらに発展させていければというふうに思い、企画いたしました。今回もWEB参加のみとさせていただき、参加費無料で参加できるほか、事後動画の配信もさせていただくこととしております。幹事間の議論で、政策、実践の科学化、評価、研究の必要性が挙げられ、特に若手研究者へのこの分野への参画が必要との思いから、このような企画を採り上げました。企画内容の詳細はこのプレセッションの担当幹事である上鹿渡氏から趣旨説明がありますが、早稲田大学社会的養育研究所のご協力をいただいておりますことを申し上げておきたいと思っております。

なおこのプレセッションに関連し一言だけ付け加えさせていただきます。現在全国社会福祉協議会

プレセッション開催にあたり（共同代表挨拶）

では、昨年8月からの事業として、福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会が開催されています。国における第三者評価事業が20年を経た今、改めて第三者評価事業のあり方を提言する検討が進められているのです。この全国社会福祉協議会は、第三者評価事業の全国推進組織を担っております。今年度末までには国に対して提言を行う予定であり、今回そのメンバーである新津ふみ子氏にもパネリストとして参画をいただいております。多彩なパネリストの議論により、実り多い成果が上がるディスカッションとなることを期待しております。

す。

この企画にWEB参加され、有意義なひとときを過ごされた方は、ぜひ明日からのフォーラムにもご参加いただきますようお願いいたします。詳しい内容、参加方法については、共生社会推進プラットフォームのホームページをご参照ください。それでは皆様方のご協力により、実りある議論になりますようお願いをして、私の挨拶、趣旨説明とさせていただきます。皆様どうぞよろしくようお願いいたします。

プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

プレセッション

「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

パネリスト：西郷 民紗（早稲田大学社会的養育研究所 客員研究員、HITOTOWA）

山口 敬子（京都府立大学公共政策学部 准教授）

新津ふみ子（一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 会長）

安部 計彦（西南学院大学 教授）

家子 直幸（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング、
早稲田大学社会的養育研究所 客員研究員）

藤林 武史（西日本こども研修センターあかし企画官（元福岡市児童相談所
所長））

中村みどり（Children's Views & Voices 副代表）

コーディネーター：

上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学学術院教授、早稲田大学社会的養育研究所所

長）



プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

上鹿渡：

今回フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考えるということで、ここから2時間色々な話をしていきたいと思っています。このプレセッションについてですが、令和3年度、社会的養育専門委員会の報告書案で、フォスタリング機関を児童福祉施設として位置づけ、それと同時に第三者評価の確実な実施が必要になる、ということがしっかりと示されています。早稲田大学社会的養育研究所においては、日本財団の助成を受けて2020年度からこの評価についての検討を続けており現在も検討中です。

このような評価については、これまで具体的な検討がなされたことはなく、社会的養護関係施設、養子縁組あっせん機関、一時保護所、児童相談所の評価や調査結果等も参考にしながら、またイギリスのオフステッドも参考に、今検討を進めているところです。今回は、まず、このフォスタリング機関の評価について具体的な提示をした上で、既に実施をされている評価における現状や課題、どうあるべきかなど、各パネリストの方々からご報告いただきたいと思っています。

施設、児童相談所、一時保護所、養子縁組あっせん機関、それぞれでの検討はされてきたと思いますが、今回はこれらを包括的に議論する場として、社会的養護全体の評価について再考する機会としたいと思っています。パネリストの皆さんをご紹介します。西郷さん、早稲田大学の社会的養育研究所、客員研究員であり、HITOTOWAにも所属されています。山口敬子さんは、京都府立大学准教授です。新津ふみ子さんは、先程柏女先生からもご紹介いただきましたが、第三者評価にずっと関わってこられた方です。安部先生は西南学院大学教授で、児童相談所、一時保護所についての評価に携わっておられます。冢子さん、民間シンクタンクの方ですが、早稲田大学社会的養育研究所に客員研究員でもあり、色々に対応していただいています。藤林武史先生は、元福岡市児童相談所所長、今は明石の研修センターで企画官をされています。中村みどりさんは、今回は当事者として、CVV 副代表としていろいろなコメントをい

ただきたいと思っています。このあと35分からそれぞれ各15分で、ご紹介、ご報告をいただきたいと思います。5分終わったところで、各パネリストの方から10分ずつコメントをいただいて、そのあと残った時間でディスカッションとしたいと思います。8時半終了ということで進めてまいります。

今回は時間がかなり限られておりまして、質問等にお答えする時間がとれないと思いますが、今回こういった、全てを包括的に議論する場、話を聞くということは初めての機会になると思います。皆さん、いろいろ疑問に思うことや意見やご感想を持たれると思います。ぜひチャットのほうに書き込んでいただければと思います。今回ご紹介することや、回答することはできませんが、会の終了後、登壇者みんなで共有して、次回以降こういった機会がまたあれば、そこに活かし、今後それぞれの評価を検討する際にぜひ参考にさせていただきたいと思っています。

～各パネリストより報告～
(報告概要はスライド参照)

上鹿渡：

それではここで、中村みどりさんから社会的養護経験者としてパネリストの皆様からお話いただいたことについてご意見、コメントをいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

中村：

よろしく申し上げます。皆さんの発表がすごくいろいろな視点からのお話があったのでとても勉強になり、参考になったなと感じています。私から4点感想と、あと今後に期待することをお話させていただけたらと思っています。

まず1つ目は、この評価というのが子どもや保護者にとってどのように意味をなすのか、という視点がとても重要かなと思っています。

2点目が、関係する施設の職員さん、児童相談所の職

プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

員さん、そしてケアを提供する里親さんを含めて、関わる大人たちがこの評価によってどういうよい影響を受けることができるのか、というところです。

3点目は、利用者調査ということで出てきたかなと思いますが、多くはアンケートをこどもからとっているというところなのですが、どうしてもアンケートとなると、文字が読み書きできるこどもたちに対象が限られてしまうということで、それが本当に利用者調査としてどこまでこどもたちや保護者の声を吸い上げられているのか、というふうな視点が気になったというところと、あとインタビューの調査という方法もあると思うのですが、インタビューの調査となると、評価者の聞く力、専門性というのともとても重要になってくるということもありますので、実際に今の評価の評価者の専門性はどうなっているのか。先程の発表でも、評価者の質の向上とか、評価する組織としてどうかということもある、というお話もあったかなと思いますが、その点がとても気になっています。

そして4つ目が、山口先生と新津先生からのお話でもあったかなと思いますが、こどもへ、保護者へのフィードバックがどのようになされていくか、または今後なされていくのか、というふうなことです。そして先程の山口先生のお話の、こどもに分かりやすい、という説明があったかなと思いますが、やはりこのポイントはすごく重要かなと思っていて、これまでの評価とか、これは評価だけではなくて様々な調査、研究というのが聞きっぱなしになっていて、聞かせてもらった評価、調査を受けてくださった方へのフィードバックがほとんどなされていないというのが現状かなと思っています。その点をどう改善していくのか、どう考えていくのかというふうに感じました。

そして今後に期待することと、私が持っている課題を最後にお話させていただきます。社会的養護全体の質の向上ということを考えるときには、やはり第三者評価の限界というのがあるだろうなと思っています。昨年、全国のケアリーバー調査において、私もすごく勉強させていただきましたが、ケアリーバー調査ということであったり、これから進んでいくであろうこどもアドボカシーの実践というところからのこどもたちの声ということも

含みながら、第三者評価だけではなくて、やはり複合的な視点とか評価ということが必要ではないか、というふうに思っています。やはりトライアングレーションが制度をよりよくしていく、というふうな重要なポイントになるのだろうなと思っています。

そして最後に課題なのですが、これはこの評価をする中でずっと考えてきたことなのですが、社会的養護経験者がこの評価にどう参画していくかということやどう実現していくか、ということが個人的な課題としてありました。私たちが受け身として評価をされる側ではなくて、実際に施設や里親家庭を経験してきた人たちが評価に参画していく、ということが私の今度の課題でもありますし、そして社会でもどう実現していくか、ということと一緒に考えていただけたらな、と思っています。簡単ですが以上です。ありがとうございます。

上鹿渡：

ありがとうございました。それでは最後に藤林先生から全体を通してまとめやコメントをいただけたらと思います。よろしくおねがいいたします。

藤林：

はい。かなり時間が押しているのでコンパクトに私のほうからコメントしたいと思います。本当に様々な分野のパネラーの方々からの発表であったのですが、それぞれの領域に共通する課題として3点私のほうからもコメントしたいと思います。その際に、山口先生からのオフステッドに関する調査結果も参照しながら、というふうに思っております。

そもそも第三者評価は何のためなのか、誰のためなのか、という目的のところなのですけれども、義務化している理由というのは、措置制度があるので義務化されているわけです。これは社会的教育ビジョンに書かれている文章ですけれども、競争原理が働かないのでサービスの質が担保されないと。ですから、評価を行うことによってサービスの質の向上を図っていくということがそもそもその出発点だったなと思います。もうちょっと考えますと、それは安部先生の「こどもの権利擁護に寄与する」という視点、または、西郷さんの「権利擁護の

プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

だ」という視点も非常に重要なところではないかなと思います。

そうであれば、第三者評価はこどもの権利擁護に寄与するものでなければならぬわけなので、実際そうなのだろうかというところが一つの疑問点なのですけれども、これは新津先生からの現状の課題の中に、これ全部ではないにしても、そういうところが少なからずあるということなのですけれども、「なかなか実際に結びつかない」というところがあったり、「形式的な書類整備は安直な対策に走りがちのところ」があったり、という課題が現状ある。「利用者調査も公表されていない」という問題があることも考えると、本当に義務化された第三者評価がこどもの権利擁護に寄与するものになるためにはどうあるべきなのか、ということ、今後児童相談所、フォスタリング機関、養子縁組斡旋機関、今から進んでいく評価機関はこの問題について真剣に考えていかないといけないと思うのです。そのときの一つの参考になるのはオフステッドのこの原則かなと思います。要するに、このサービス、社会的養護が子どもと若者にどのような影響を与えているのか。子どもたちの生活に最も重要なものに焦点を当てる、という視点が非常に大事じゃないかなと思います。

そのために何をやるのかということで、ケース分析を行う。または子どもや若者との対話。アンケートだけでいいのだろうか？ということも思うわけなのですけれども、アクティビティに参加するといったようなこともあるのかなと思いますし、実際にどのようにケース会議が行われているかということを観察していくことも重要なのかなと。そうすると、最大5日間というのは必要なことなんじゃないかなとも思います。

要するに、それぞれの施設やフォスタリング機関や児童相談所が、このテーマにどのように取り組んでいるか。こういうことをやっています、ということだけではなくて、それが子どもにどういう影響を及ぼしているのかという視点が重要ではないかなと思います。じゃあそれをどうやって把握するのか。把握したものをどのように評価に反映させるのか。これはとても難しい課題かなと思っております。単に子どもとお話をすればいいという問題でもなくて、そのこの子どもへの影響の把握の仕方と、

その把握したものを評価に反映させるということを見ると、2番目の課題である、専門性なのです。

評価調査者の専門性をどうやって確保していくのかというのは、これはそれぞれの発表者からの共通の課題であって、安部先生からは、やっぱり質の高い評価者が必要であり、対話型の評価でないと本質に迫れないのです。こういうふうにはやっています、うちは大丈夫です、って言われても、本当かどうか分からないわけです。現に全国の3割の事業所で評価を受審しているけれども、それに対して疑う声があるということを見ると、今後評価機関が社会から信頼されるためには専門性が非常に大きな課題です。そうなのですけれども、どう確保していくのか、またはどのような研修をするのかということも非常に重要な課題かなと思います。

3点目なのですけれども、一つはこの第三者評価、どう活用していくのか。それは確かに業務の質の改善に使っていくわけなのですけれども、西郷先生からも言われたように、単に個々の機関の業務改善だけではなくて、制度全体の見直しにつなげていくとか、安部先生からは、児童相談所白書を作って全体で共有するのだ、とか、家子さんからは、社会の改善活動に使っていくのだ、っていうふうな非常に前向きな提案もあるわけなのですけれども、実際はなかなか「利用者選択に関する情報交換」に役立っていない。措置制度なので難しいのです。確かに私が児相長のときに、各施設の第三者評価を見て、ここには措置しないでおこう、とか思ったことはないわけです。ここをどう役立てていくのかということも非常に重要な課題ということと、公表することの意味、それから公表されたものの活用。ここがまた大きな課題かなと思います。

それともう一つ、いろんなアンケート調査もありますし、第三者評価でもアンケートに答えたり、インタビューに答えたりするのですけれども、じゃあ子どもは尋ねられるだけで終わってしまうわけなのです。その結果どうなったのかを知らされることがないわけなのですけれども、確かにオフステッドさんがされているように、その結果どうなのかということ子ども向けに、どう作成し、伝えていくのか。これも非常に重要な課題かなと思っております。

時間がないので駆け足ですけれども、最後に、私はこ

プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

のセッションはとても大事な意味があったなと思っています。本当はこれを対面でもうあと1時間ぐらいできたらいいです。それぞれの領域の方がこれだけ一堂に会することはめったに無いわけですから、オフステッドのような共通フレームを将来目指すような目的で、それぞれの意見交換がもっとできたらいいのかなと思っています。

ただこれがスタートじゃないかなと思っています。家子さんが言われたみたいに、今後この評価の評価、評価の研究、PDCA サイクルを回していくということを行うことで、より質の高い評価に到達していけるのではないかという期待を、今日のセッションをきっかけに思いました。そのことが、こどもの権利擁護やウェルビーイングの向上につながっていくのではないかと。確かに中村さんが言われたみたいに、これだけで向上してくとは思えないのですけれども、こどもの権利擁護、ウェルビーイングの向上につながっていく一つの大きなファクターとして、この評価制度が成熟していくということが重要ではないかなと思いました。非常に簡単ではありませんけれども、私からは以上で終わりたいと思います。

上鹿渡：

大変わかりやすくおまとめいただきました。今回のセッションには関係者の方や評価される側の方々もたくさん参加してくださっていて、本当は皆さんからも意見をいただいて、みんなで作っていくような場にしたいのですが、本当に盛り込みすぎてしまっていて、なかなかそういう時間が作れませんでした。このあと一言ずついただいているとそれだけで5分、10分になってしまいますので、今日はここで終わりということになるのです

けれども、最後に藤林先生おっしゃってくださったように、今回のセッションは本当に初め、最初の回かなと思っています。ここから始めて、今回ここで共有をしたところですので、最後に中村さんと藤林先生からいただいたまとめや課題、コメント、これらに応えるようなかたちでさらに議論を深めていきたいと思って聞いておりました。

この場でこれ以上深めることはできないのですけれども、社会的養育研究所ではフォスタリング機関の評価については、今藤林先生や中村さん、山口さんには委員として参画いただき、西郷さんに取りまとめてもらう形で検討しているところですが、そこでも今日ご報告いただきました。安部先生や新津さんにも何らかの形で参加していただきまた今回の話を深めていくような場を来年度もできたらなと思っておりました。そしてそれをまた皆さんに還元するような機会を作れたらと思っています。それがFLECや、研究所でシンポジウム等を開催して、それをまた共有して、ということもできるのではないかと考えておりました。

法改正が控えている中で大きく変わっていく時期に、この評価というものをしっかりしていくことはとても重要なことだと思いました。評価もまた変わっていくというお話しもありました。その目的、国や自治体や児相、そしてこどもに向けてどうしっかり理解できるものを作っていくかということについてなど、本当にたくさんの大事な視点をご提供いただきました。これをさらに深めて、皆さんとまた共有できる日をしっかりと作ってきたいと思っておりました。ありがとうございました。

プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

フォスタリング機関の評価について

早稲田大学社会的養育研究所
西部 長紗

1. 社会的養護にかかわる評価（主に第三者評価）の概略①

	児童養護施設・乳児院等 (社会的学級施設併設)	民間あっせん機関	児童相談所	一時保護
法制的上の位置付け	社会福祉法第78条	民間養子縁組あっせん法(特称)第21条	児童福祉法第12条	-
評価の責の所在	自己評価は努力義務、第三者評価は任意	自己評価及び第三者評価は義務	努力義務	(児童相談所の一部であり努力義務の府県)
法令等の位置付け	義務	義務	-	-
評価の施行時期	2012年度～ (社会時養護施設等は自己評価・第三者評価を義務付)	2019年度～	2020年度～	-
評価目的 (通知及びガイドラインより一語抜)	子どもの最善の利益の確保のために施設運営の質の向上を図ることを趣旨として実施される。	個々の民間あっせん機関が事業運営における課題を把握し、質の向上を図ることを目的とする。 今後の取組課題を把握するとともに、事業の透明性を高める観点から自ら積極的に取組を行っている質を対外的に評価できるようにすることも重要。	「子どもの権利擁護機関としての児童相談所が機能しているかを確認」するための評価を行うもの。 「機能しているところ」や「改善すべきところ」を把握し、児童相談所の質の確保、向上を図ること。	「子どもの安全確保のみならず、子どもの権利擁護を図るための仕組み」の一つとして、第三者評価を通じ、「良いところ」や「改善すべきところ」を把握し、一時保護における質の確保、向上を図ること
備考	ファミリーホーム及び自立援助ホームは、法令による努力義務			通知にて、第三者評価の活用について普及

1. 社会的養護にかかわる評価（主に第三者評価）の概略②

	児童養護施設・乳児院等 (社会的学級施設併設)	民間あっせん機関	児童相談所	一時保護
第三者評価	【社会時養護施設第三者評価基準】H30.3 〈共通評価基準〉 I 経営・支援の基本方針と組織 II 施設の運営管理 III 適切な養育・支援の実施 〈内容評価基準〉 児童養護施設25項目、乳児院23項目 A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援 A-2 養育・支援の質の確保	【民間あっせん機関の第三者評価にかかるガイドライン(案)】 第I部 養子縁組のあっせん・相談支援の基本方針と組織 第II部 民間あっせん機関の運営管理 第III部 適切な養育・相談支援の実施	【児童相談所における第三者評価ガイドライン(案)】 第I部 子どもの権利擁護と最善の利益の確保 第II部 児童相談所の組織 第III部 子どもへの安全を守るための、虐待相談対応と進行管理 第IV部 社会時養護で生活する子どもへの支援 第V部 社会時養護の推進 第VI部 家族とのつながり・関係性の構築 第VII部 市区町村や関係機関との連携	【一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)】 第I部 子ども本位の養育・支援 第II部 一時保護の環境及び体制整備 第III部 一時保護所の運営 第IV部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント 第V部 一時保護の開始及び解除手続き
項目数	児童養護施設70項目、乳児院68項目	44項目	65項目	64項目

はじめに

早稲田大学社会的養育研究所では、2020年度より日本財団の助成を受けて「フォスタリング機関の評価のあり方に関する調査研究」を実施しています。

発表にあたり、フォスタリング機関の評価は、試案の検討段階にあるため、現時点での構成(案)のご紹介となりますことをご容赦ください。
2021年度の最新の報告書は、当研究所のWEBサイトで4月頃に公開予定です。(2020年度の報告書は公開済み。)

本日の内容は、研究の過程で整理した内容と、検討を深めるなかでの気づきになりますので、このあとのご発表の導入として、お聞きいただければ幸いです。

本日の発表内容

1. 社会的養護にかかわる評価の概略
2. フォスタリング機関の評価について
3. 評価における課題と今後に向けて

1. 社会的養護にかかわる評価（主に第三者評価）の概略③

	児童養護施設・乳児院等 (社会的学級施設併設)	民間あっせん機関	児童相談所	一時保護
第三者評価	全国共通。ただし、都道府県知事が独自に規定可能。 概ね3年毎に見直し	全国共通(厚労省子ども政策局長が定める)	(「児童相談所における第三者評価ガイドライン」が公開)	(「一時保護の第三者評価の手引き」が公開)
評価の施行時期	3段階(a, b, c)	3段階(a, b, c)	4段階(S, A, B, C)	4段階(a, b, c)
公表	義務 全国推進組織が結果を公表 支庁により公表	義務 民間あっせん機関がインターネットその他の方法により公表	「現状と取り組むべき課題」とりまとめた関係の公表は必要」と記載	「原則として公表(ただし、匿名性を考慮し結果の一部公表しなことも可)」
利用者の同意	(第三者評価と併せて)必ず実施	規定なし	規定はないが、「措置中や措置解除後の子どもへのインタビュー調査も実施」と記載	規定はないが、手引きで子ども向けアンケートを提示
評価機関	全国推進組織が認定した「社会時養護施設第三者評価機関」(都道府県推進組織が認定した評価機関も当該都道府県内で評価可能)	厚生労働大臣が指定する「民間あっせん機関第三者評価機関」	機関の指定なし	機関の指定なし
認定または指定を受けた評価機関数	116箇所 (令和3年10月時点)	13箇所 (令和3年6月時点)	-	-

本日の発表内容

1. 社会的養護にかかわる評価の概略
2. フォスタリング機関の評価について
3. 評価における課題と今後に向けて

本日の発表内容

1. 社会的養護にかかわる評価の概略
2. フォスタリング機関の評価について
3. 評価における課題と今後に向けて

プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

2. フォスタリング機関の評価について

「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」について
(平成30年7月6日付け子第0706第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)

- 都道府県(児童相談所)は、IIIに掲げるフォスタリング業務の成果目標を踏まえつつ、民間フォスタリング機関による業務の実施状況をモニタリングし、評価するとともに、必要に応じ、適切な指導を行う必要がある。また、苦情を受け付ける窓口を明確にしておく必要がある。
- フォスタリング業務の評価に当たっては、児童相談所、民間フォスタリング機関、里親の各関係当事者に加え、より多角的な評価を行う観点から、例えば里親委託等推進委員会を活用するなど、第三者の立場で評価を行うことができる学識経験者を含めた組織体を構成して行うことが望ましい。

9

2. フォスタリング機関の評価について

「令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書(案) (令和3年12月28日現在)」

- こうした中で、里親等支援をより効果的に行い、里親・ファミリーホーム養育者や里親委託がされた子どもが相談しやすい環境を整えるため、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供するようになすべきである。このため、里親支援機関(フォスタリング機関)を見直しとして位置づける。これに伴い、里親支援機関(フォスタリング機関)の第三者評価が確実に行われることとする。

- また、施設により実現しているチーム養育と、里親と里親支援機関(フォスタリング機関)により実現されるチーム養育については、どちらもそれぞれの「養育に関する最低基準」を満たし、その水準を維持し、それをさらに向上させる役割がある点などを踏まえ、里親支援機関(フォスタリング機関)の要する費用について、委託に必要な手当が確実に行われるよう、都道府県等の支弁とそれに対する国による負担について法律上に位置付ける。

10

2. フォスタリング機関の評価について

▶ 調査研究名

フォスタリング機関のあり方に関する調査研究

▶ 目的

日本におけるフォスタリング機関の評価のあり方を提言することで、子どもの権利擁護と、質の高い里親養育の実現に資することを目的とする。

今後、重要な役割を担うフォスタリング機関を育てていくことが必要。

▶ 内容

社会的養護の評価制度やオフステッドの調査、フォスタリング機関ガイドライン等を踏まえ、評価内容及び評価方法(案)を有識者委員会で検討。社会的養護経験者・里親等へのヒアリングも実施。

11

2. フォスタリング機関の評価について

▶ 実施スケジュール

2020年6月～(現在2カ年目)

2020年度 社会的養護にかかわる評価制度と、英国の評価機関オフステッド(OFSTED)を調査

2021年度 日本のフォスタリング機関における評価内容を検討

2022年度 ご協力いただける機関にて、試行実施する予定

▶ 最終的な成果物(予定)

都道府県・フォスタリング機関が活用できる評価ガイドライン(案)の作成

12

2. フォスタリング機関の評価について

▶ 重点をおくポイント

子どもの視点をどう取り入れるか

評価が大人の視点に立ちやすいことや、支援者とサービス利用者の間に段差のズレがある可能性があることから、実際にサービスを受けている子どもの視点を重視すること。
・具体的には、子どもへの半構造化インタビュー等を検討(子どもの発達・養育状況や心理的負担への配慮、評価者の専門性/公平性等は検討課題)
・今後の取り組みなどを記載した子ども向けのレポート

▶ 評価内容(案)の構成 (2022年1月時点)

- I. フォスタリング機関の運営・体制
リーダーシップ、人材育成、職場環境、情報管理等
- II. 都道府県(児童相談所)とのパートナーシップ
役割分担、情報共有、フォスタリング機関及び児童相談所の協働等
- III. フォスタリング業務の効果的な実施
里親のリクルート及びアセスメント、里親研修、マッチング等
- IV. チーム養育の充実
関係性、チーム養育による支援、里親養育のサポート、関係機関との協働等
- V. 里親養育のもとで育つ子どもの経路
権利擁護、意見表明支援、日常的な支援の質、健やかな育ち等

13

本日の発表内容

1. 社会的養護に関連する第三者評価の概略
2. フォスタリング機関の評価について
3. 評価における課題と今後に向けて

3. 評価における課題と今後に向けて

(フォスタリング機関の評価の検討の観点から)

▶ 評価における課題

- ・評価の実施に伴う業務的・時間的・金銭的な負担
(限られた時間の中でどう優先順位を付けて調査を行うか)
- ・評価機関における評価調査者の専門性
- ・評価項目や評価基準等の継続的な検討体制
- ・評価実施後の具体的な改善策の実施(関係者の協力も必要)

▶ 「評価」に求める役割の問題

種別	本来の意味合い
評価 (Evaluation)	政策立案の改善を目的として、その達成度や成果を調査・検証する取り組み。原初的な目的は、組織のための学習。
監査 (Audit)	外部への説明責任を達成するために、組織の構造やプロセス、業務の継続性、会計などを検証する取り組み。原初的な目的は、説明責任の確保。
査察 (Inspection)	サービスの質や成果を調査の対象とし、専門的な知見や先進的な取り組みとの比較からサービス評価を通じて助言や助言を行い、サービスの質の保証を行うもの。

久保木(2019)「現代イギリス教育改革と学校評価の研究」を参考に作成

15

2. フォスタリング機関の評価について

3. 評価における課題と今後に向けて

▶ 今後に向けて

第三者評価は、利用者の権利擁護システムの一つとして位置付けられてきたもの。

子どもの権利擁護において重要なことは、

- ① 個々の機関：評価を通じて業務の質を改善していくこと
(利用者の目線でサービスの改善に寄与しているかを見ること)
- ② 機関全体：共通課題を明らかにして制度の見直しつなげること
(共通の課題がある場合に個々の機関の問題に矮小化しないこと)

16

プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

ご静聴いただき、
誠にありがとうございました。

早稲田大学社会的養育研究所の研究報告書は、
下記URLまたはQRコードからご覧いただけます。
なお、本日の内容は2022年1月時点の権限及び
発表用の一部改題しております。

<https://www.sda-riko.jp/report/>



プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

英国オフステッドに関する 調査結果について ー 共通監査枠組み (SCCIF) に着目してー

京都府立大学 公共政策学部 福祉社会学科
山口敏子

Ofstedについて

- 現在の正式名称はOfsted (Office for Standards in Education, Children's Services and Skills)
- 1992年に教育基準局 (Office for Standards in Education) として設立されたが、2007年にその権限が拡大され、ソーシャルケアや裁判所に関連する児童サービス業務が含まれるようになり、それを反映して正式名称が変更された
- 非省庁の組織であり、議会に直接報告し、独立した公平な立場にある組織である
- 広い意味での教育をすべて含む社会サービスの規制・監査・評価・改善強制を行う

Ofstedに関する調査において注目したこと

- 児童サービスに関する共通の監査枠組みが存在していること
- そして、そのレポートリーには、フォスタリング機関を対象としたものが存在していること
- イギリスのフォスタリング機関に対する監査の枠組みを知ること、日本の評価制度に援用できる部分もあるのではないかと
- ★今回は日本のフォスタリング機関の評価について検討するうえでの参考として、フォスタリング機関用の監査枠組みである、SCCIF; independent fostering agenciesについてご紹介します

Ofsted監査のフレームワーク：SCCIF

- The social care common inspection framework (SCCIF) は、Ofstedにおいて2017年4月から使用している、子どものケアに関する共通の監査枠組み。監査者が判断する際に活用できうる評価基準等を示している
- SCCIFは、「万能の」枠組みではないため、必要に応じて、各タイプの環境の特徴を反映し、対応している
- SCCIFは施設・機関の特徴等によっていくつか種類に分けて用いられているが、可能な限り、各施設間で一貫するようになっている

SCCIFは以下施設・機関の監査に用いられる

- children's homes (児童ホーム)
- secure children's homes (外部接触規制型児童ホーム)
- independent fostering agencies (独立事業型フォスタリング機関)
- boarding schools and residential special schools (寄宿学校・寄宿制支援学校)
- voluntary adoption agencies (非営利アドプション機関=非営利養子縁組機関)
- adoption support agencies (養子縁組支援機関)
- residential family centres (入所機能付家族支援センター)
- residential holiday schemes for disabled children (障がい児宿泊休暇サービス)
- residential provision in further education colleges (継続教育大学/専門学校学生寮)

補足；独立事業型フォスタリング機関； independent fostering agencies とは？

- イギリスでは民間機関と自治体、それぞれが里親の認定・登録・マッチング・委託、といった里親委託実務を行う
- 元来は営利型 = private fostering agency と非営利型 = voluntary fostering agency であったが Ofsted 所管となったのを契機に非自治体機関を総合して independent agency と公称されるようになった。Independent という言葉には企業とか営利とか非自治体という含みがある

SCCIFに記載されている項目

1. はじめに	14. 不十分な判断：次のステップ
2. 監査の原則	15. 点検報告書
3. 監査の焦点	16. 監査中の実施
4. 監査官がSCCIFの下でどのように判断するか	17. 監査に関する懸念や苦情
5. 評価基準	18. モニタリング訪問
6. 法的文脈	19. 里親に預けられている子どもがいない機関
7. 規則、政府の手引き、SCCIF	20. 責任ある個人のチェック
8. お知らせ	21. 登録管理者がいない機関
9. スケジュールと監査チーム	22. 不完全監査
10. タイムフレーム	23. 養子縁組のための養育
11. 監査の準備	24. 保護と児童の保護に関する懸念事項
12. 立入監査の様子	25. 個人データの使用
13. 要件の作成と提言	

監査の原則・焦点

- 提供しているサービス (ケアや支援) が、子どもと若者にどのように影響を与えているか? (焦点)

(原則)

- 子どもたちの生活にとって最も重要なことに焦点を当てる
…子どもたちへのかかわり、生活にどのような変化 (経験や発達等) をもたらしているかを判断基準とする
- 支援機関・施設への期待・望むこと等に一貫性を持たせる
…可能な限り、同じ判断構造・評価基準で評価する (common)
- 改善が必要とされるところに優先順位をつけること
…一貫して子どもたちのためのサービスを適切に提供できるよう、最も必要とされるところに資源を集中させる

プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

SCCIFの評価方法

- SCCIFの判断構造は、監査の第一原則である「子どもたちの生活にとって最も重要なものに焦点を当てる」に基づいて、4段階で評価される
- Outstanding (優れている/際立っている)
- Good (良い)
- Requires improvement to be good (良いものにするためには改善が必要)
- Inadequate (不適切/不十分)



Ofstedはオンラインアンケートも実施

アンケートの対象

- 子どもと若者
- 保護者
- スタッフ
- 里親
- 養子縁組者
- 成人対象の支援の利用者
- 他の利害関係者 (委託にかかわる他のSW r など)

- Ofstedは毎年、アンケートのリンクを各教育機関に電子メールで送り、そのリンクの配布を代行するように依頼している。回答は直接Ofstedに提出される。
- 回答は、サービスや施設の監査担当者と共有され、監査の計画やスケジュールに利用される。サービスや設備に対する回答がない場合は、監査の際の確認事項にもなる。

OFSTED監査の頻度

- 通常の監査は3年に1回の頻度で実施する
- 前回の監査から6~12ヶ月以内に不備があった機関については再監査を実施する
- 通常、12ヶ月から18ヶ月以内に改善が必要と判断された機関を再監査する
- 再監査のほかに、以下のような場合はモニタリング訪問が実施される
 - 懸念事項のフォローアップ
 - 監査上の不備に対するフォロー
 - 通知を遵守しているかの監督

現地調査では…

1. ケースの分析 (子どもたちへのかかわり、生活にどのような変化 (経験や発達等) をもたらしているか)
2. 子どもや若者と対話 (直接/電話で/一緒にアクティビティに参加)
3. 活動の観察 (ケース会議、マッチングの会議、登録認定審査会への陪席)
4. 他分野の専門職からの意見収集 (ソーシャルワーカー、学校職員、地元警察、少年犯罪チーム、アドヴォケート等々)
5. 管理者やスタッフからの意見収集
6. 里親との対話 (直接/電話で)
7. 財務状況 (事業計画、決算書、貸借対照表など) などを見ていく

OFSTEDの一般的な監査の手順

Full-inspection (全体的な監査) の場合…

- 監査者1名が、1週間の営業時間内に最大5日間、現場 (フォスタリング機関) に滞在する
- とはいえ、フォスタリング機関の規模や状況によって、監査者の人数や、実地調査の時間は多少変化する
 - 大規模/小規模機関の場合
 - 広域を担当している機関の場合
 - 重大事件など特定の問題がある場合 など

報告書の作成では…

子ども向けのものも作成する

- 口頭でのコミュニケーションに代わる個別のコミュニケーションシステムを使用していることがわかっている場合、または子どもたちの受容力や表現力に限界があることがわかっている場合でも、子どもに優しいレポートを提供する
- 子ども向けのレポートは、短くてもよいし、絵を入れて、シンプルで具体的な文章にしてもよい
- 英語を母語としない子どもたちや、代替コミュニケーションシステムを使用している子どもたちのために、必要に応じて、フォスタリング機関のスタッフが子どもに優しいレポートを翻訳することが期待される

監査の準備

- 監査官には、監査の準備のために丸1日の時間が与えられる。この時間を利用して、Ofstedが保有する情報を確認し、実地調査において適切に焦点を当てられているかどうかを確認し、直接の証拠を収集するために最大限の効果を発揮できるようにしなければならない。

情報

- 過去の監査報告書
- 子ども、若者、里親、保護者、入所するソーシャルワーカー、その他の利害関係者からの記入済みアンケートと関連するサマリーレポート
- 趣旨説明書と子どもの手引書
- いただいたご意見・ご要望
- 重大インシデントに関する通知
- Ofstedのデータ分析に提出された年間品質とデータフォーム
- Ofstedによるデータ分析
- ケースサンプリングのためのファイルの選択を可能にするために、監査の通知後に機関から提供された里親登録のデータと詳細を更新したもの。
- 監査通知後に機関から提供されるパネル議事録
- 管理者または責任者の変更を含む登録の変更
- 直近の監査年度内に実施したすべての啓発活動

プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

第4回FLECフォーラム

社会的養護関係施設の第三者評価について
～目的・現状・課題～

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査連絡会
会長 新津 ふみ子
(所属評価機関 特定非営利活動法人 メイアイヘルプユウ)

福祉サービス第三者評価の目的

- 目的①: 個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを後押しする(事業者対象)
- 福祉施設・事業所の福祉サービスの質にかかわる取り組みや成果などを明らかにする
 - 福祉施設・事業所における事業運営、実施する福祉サービスの具体的な改善点を把握し、福祉サービスの質の向上に結び付ける
- 目的②: 結果を公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となる(社会的な責任)
- 利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報とする
 - 福祉サービスを提供する福祉施設・事業所として説明責任を果たし、利用者や家族、地域からの信頼を高めます

福祉サービス第三者評価の沿革

- (1) 社会福祉基礎構造改革(平成12年)の流れの一環
- (2) 平成15年度から都道府県単位で整備が進められ、平成20年度、全都道府県で第三者評価体制が確立
- (3) 福祉サービス全事業を対象となっているが、その範囲は都道府県の実態状況によって差がある。
- (4) 平成24年度から社会的養護関係施設が3年に1回以上義務化
- (5) 平成27年度から認可保育所が5年に1回以上実質義務化

各分野における第三者評価事業の位置づけ

	高齢者・介護	障害者・児	養育所	社会的養護
実態	任意(平成16年通知) 注:地域密着型サービスは外部評価受審が義務化	任意	努力義務 ※子ども・子育て支援新制度の施行に伴い努力義務化	義務(平成24年通知) (30年度に100%以上) ※「評価及び選定」に関する基準
受審項目	高齢者福祉サービス全体の評価目標に加えて、養護老人ホームや特養型サービスのサービス区分ごとの評価目標を設定	障害福祉サービス全体の評価目標に加えて、サービス区分ごとの評価目標を設定	平成27年度～31年度末までの5年間のうち、少なくとも1回以上評価を受けること(評価率90%)	全施設 (児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設)
費用の補助	無	無	5年に1回の受審が開始となるよう受審料の半額を国・都道府県が補助(上限15万円)として補助	3年に1回に限り、地方自治体を1施設1事業の第三者評価受審料を補助(上限15万円)として補助
昨今の動き	「福利政策推進計画(平成29年6月8日閣議決定)」で、介護分野における利用者の選択に関する情報の提供と評価の活用が推進されている。また、福祉サービス分野における「前年度末日から過去3年以内の第三者評価の受審状況」が盛り込まれる。	「令和1年度概算決定」において、就労支援における自己評価ガイドライン改訂(令和2年3月)	令和1年度に限り、地方自治体を1施設1事業の第三者評価受審料を補助(上限15万円)として補助	第3期受審期の1年延長(新型コロナウイルスへの対応) 現在、評価事業の決定作業中(令和3年ごとに評価基準の見直し)
情報公表制度等	※WAVEを活用した公表	※WAVEを活用した公表(平成30年1月1日から)	各都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき、福祉施設・児童養護施設等の運営状況に関する情報を公表	第3期評価結果、毎年度の自己評価結果を公表しなければならない

* 社会的養護は毎年の「自己評価」を義務付けている。東京都は毎年第三者評価を受審。(全社協・取組企画部作成、一部追加)

社会的養護施設の義務化の理由

福祉サービス第三者評価事業は、もともと、社会福祉事業の事業所が任意で受ける仕組みです。

しかし、社会的養護関係施設については、**子どもが施設を選択できる仕組みではない措置制度**であり、また、**施設長による親権代行等の規定もあるほか、家庭で虐待を受けた子どもの入所が増加し、施設運営の質の向上を図ることが急務**であることから、第三者評価を受審し、その結果を公表する事が義務づけられました。

義務付けという形式はとられていますが、全ての社会的養護施設が、第三者評価制度を主体的に活用して、社会的養護を必要とする子どもたちや母子的のために、施設運営の質を図っていくことが大切です。

受審数について

令和2年度受審数: 5,156件 制度開始から20年が経過し事業数は伸びてきているが、受審数は伸びていない



(出典:「福祉サービス第三者評価(実施状況調査(令和2年度実施状況))」に基づき全社協・取組企画部作成)

都道府県別受審数(令和2年度)

受審数が1桁の県が13県。義務化されている社会的養護関係施設を除くと25県にのぼる

都道府県名	受審数	30年度に義務化施設数	都道府県名	受審数	30年度に義務化施設数
北海道	20	19	福井県	14	9
青森県	10	5	京都府	215	208
岩手県	9	8	大阪府	74	51
宮城県	15	10	兵庫県	61	38
秋田県	17	9	奈良県	7	1
山形県	8	2	和歌山県	8	1
福島県	13	9	鳥取県	33	26
茨城県	20	8	徳島県	13	9
栃木県	23	9	岡山県	12	5
群馬県	7	2	広島県	44	33
埼玉県	40	28	山口県	17	9
千葉県	118	119	徳島県	8	3
東京都	3,672	3,483	香川県	1	1
神奈川県	322	300	愛媛県	14	9
新潟県	5	4	高知県	6	0
富山県	15	11	福岡県	30	12
石川県	6	1	佐賀県	5	1
福井県	12	4	長崎県	31	23
山梨県	6	1	熊本県	17	14
長野県	20	16	大分県	16	10
岐阜県	24	19	宮崎県	5	2
静岡県	16	12	鹿児島県	18	5
愛知県	105	85	沖縄県	22	18
三重県	18	14	全国合計	5,094	4,662

(出典:「福祉サービス第三者評価(実施状況調査(令和2年度実施状況))」に基づき全社協・取組企画部作成)

受審施設・事業所数

令和2年度受審数(主な施設種別)

施設種別	件数	施設数	割合
特別養護老人ホーム	383件	8,234施設	4.77%
保育所	1,756件	23,896施設	7.35%
障害者施設(生活介護)	176件	8,268施設	2.13%
障害者施設(就労継続支援A・B型)	232件	16,357施設	1.41%
救護施設	21件	183施設	11.48%
児童館	4件	4,453施設	0.09%
児童養護施設	229件	612施設	37.41%
乳児院	54件	145施設	37.24%
母子生活支援施設	88件	217施設	40.55%

(出典:「福祉サービス第三者評価(実施状況調査(令和2年度実施状況))」に基づき全社協・取組企画部作成)

(参考) 東京都の実態状況(東京都福祉サービス評価推進機構資料より抜粋)

サービス種別	事業所数(2019年4月31日現在)	評価実施件数	受審率	東京都による補助金込み
児童養護施設	56	56	100%	600,000円(定額)

プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

社会的養護施設1か所当たりの平均的な評価費用

*2021年9月、第3連アンケート調査の結果
44か所の評価機関に配布し17か所から回答

金額(円)	箇所数	備考
440,000	1	
350,000	2	
330,000	1	税込み
310,000	1	交通費込み
306,000	1	公道価格に合わせる
300,000	2	
280,000	1	交通費込み
約270,000	1	
253,000	1	
250,000	2	
239,000	1	税別(県の予算)
無回答	3	
合計	17	

1件の第三者評価の流れ(評価機関の取り組み)

項目	内容
契約・事前打ち合わせ	評価機関を選び、受審を決定。 評価スケジュールや進め方について打ち合わせ。
職員自己評価	第三者評価基準に基づき自己評価を実施。
利用者調査	本人アンケート、聞き取り、家族アンケート、場面観察等を実施。
書面調査	自己評価結果や事業計画書等による事前調査。
訪問調査	1~2日かけて施設見学や資料確認、インタビュー等を実施。
評価結果の確定・報告	評価者の合議・評価決定委員会の決定を経て報告。
評価結果報告書の公表	ホームページへの掲載、施設内に備付ける等で公表。
受審ステッカーの掲示	施設玄関先等に掲示(都道府県により異なる)

判断基準(a・b・c評価)の定義の明確化

＜判断水準＞

a評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b評価・・・aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態

c評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

※社会的養護関係施設の評価実績(第2期:平成27年~29年度)

児童養護施設 : a42.4%、b53.4%、c4.2%

乳児院 : a49.8%、b46.5%、c3.8%

児童心理治療施設 : a43.5%、b51.3%、c5.2%

児童自立支援施設 : a49.0%、b47.1%、c3.9%

母子生活支援施設 : a38.3%、b50.7%、c11.0%

「a評価」の実績値・割合が最も高い評価項目

種別	評価項目	a評価	備考
児童養護施設	いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないように徹底している	84.2%	内容
乳児院	一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している	90.3%	内容
児童心理治療施設	子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している	84.2%	内容
児童自立支援施設	子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している	88.7%	内容
母子生活支援施設	母と子どもの思想や信教の自由を保障している	98.1%	内容

「a評価」の実績値・割合が最も低い評価項目

種別	評価項目	a評価	備考
児童養護施設	事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促進している	10.3%	共通
乳児院	事業計画は、保護者に周知され、理解を促している	13.3%	共通
児童心理治療施設	事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促進している	7.9%	共通
児童自立	地域の子どもへの通所による支援を行っている *実施していない場合は「評価外」とする項目・・・評価2件、評価外51件	0%	内容
母子生活支援施設	施設が有する機能を地域に還元している	12.3%	共通
	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている	12.3%	内容

共通評価基準(全施設共通45項目)

評価対象	評価分類
I 福祉サービスと組織 9項目	1 理念・基本方針 2 経営状況の把握 3 事業経営の策定 4 福祉サービスの質の向上への組織的計画的な取り組み
II 組織の運営管理 10項目	1 管理者の責任とリーダーシップ 2 福祉人材の確保・育成 3 運営の透明性の確保 4 地域交流
III 適切な福祉サービスの実施 26項目	1 利用者本位の福祉サービス 2 福祉サービスの質の確保

内容評価基準(児童養護施設 41→25項目)

評価対象	評価分類
A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援	(1) 子どもの権利擁護 (2) 権利について理解を促す取組 (3) 生い立ちを振り返る取組 (4) 被措置児童等虐待の防止等 (5) 子どもの意向や主体性への配慮 (6) 支援の継続性とアフターケア
A-2 養育・支援の質の確保	(1) 養育・支援の基本 (2) 食生活(3) 衣生活(4) 住生活 (5) 健康と安全(6) 性に関する教育 (7) 行動上の問題及び問題状況への対応 (8) 心理的ケア (9) 学習・進学支援、進路支援等 (10) 施設と家族との信頼関係づくり (11) 親子関係の再構築支援

「a評価」の実績値・割合の多い評価細目例:内容項目

- ・衣類の確保等、「衣」に関する項目
児童養護:81.1%、乳児院:89.1%
- ・権利擁護に関する取り組みの徹底
児童養護:79.1%、乳児院:90.9%、児童心理:88.2%
- ・健康管理・・・乳児院:89.1%
- ・離乳食への配慮・・・乳児院89.1%
- ・おいしく楽しみながらの食事の工夫...児童養護76.6%

「c評価」の実績値・割合が高い評価細目例:共通項目

- ・事業計画の周知・理解・・・児童養護:35.3%
- ・職員一人ひとりの育成・・・児童養護:19.9%、母子生活:32.7%
- ・中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定
乳児院:14.5%、児童心理:29.4%、児童自立:21.4%、母子生活:36.5%

全社協:平成27年度~29年度の集計報告

16

プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

課題

社会的養護施設評価機関へのアンケート調査などから

(第3回2021年9月に2つの課題で実施)

①特に利用者調査について ②評価機関の「更新要件」に関して

現状: 受審義務のある施設数は1086か所、評価機関数116か所で、県内に社会的養護関係施設の評価機関「ない」⇒6県(福井、山梨、滋賀、奈良、鳥根、香川)。受審義務のある社会的養護関連施設が県内に10か所に満たない⇒5県(山形、富山、福井、滋賀、鳥根、香川)

1. 義務的受審の影響
2. 評価基準の課題
3. 利用者の選択に資する観点から
4. 評価機関の課題
 - ・評価件数の確保、人材育成、評価費用

17

1. 義務的受審の影響

成果: 3回の評価受審による体制整備が進んだ。評価基準の活用や改善課題などの提案などにより、事業計画の策定、研修の充実、標準化への取り組み等、また施設長のリーダーシップの強化など。

課題:

・評価の結果が措置費や監督官庁に直接的な影響を与えないことから、課題のある養育姿勢の改善に結びつかない事業所も少なからず存在する。自己の経験則を曲げない姿勢や最低基準の遵守以上の意義をみとめない姿勢がある場合、質の向上には限界を感じる。

・事業所が第三者評価を監査の上積みだと理解している場合、形式的な書類の整備や安直な対策に走りがる。

・毎年の自己評価の実施が形骸化している状況が見られる。そのに伴い、第三者評価の受審に対して前向きな姿勢が見られない場合がある。第三者評価の結果共有が不十分。

・義務化されているため回数を重ねるごとに取り組みが良くなる施設、マンネリ化する施設があり、課題である。

18

2. 評価基準の検討

課題: 社会的養護施設の評価基準は、各種別毎に3年をめぐりに内容評価を中心に評価基準の見直しをしている。社会的養護施設を取り巻く外部環境の変化、施設の規模化、制度の改定などに対応した評価基準の見直しによる、活用の価値を高める必要がある。

3. 利用者の選択に資する観点から

現状: 措置制度において、子どもなどに選択権がない事から、利用者選択に資するという第三者評価の目的は果たされない。

課題: 利用者の権利の視点から、利用者調査の活用工夫・必要性

・評価の公表を通じて、子どもの権利養護の状況が児童相談所や関係機関、関心のある家族、そして子ども自身(中学生程度になれば)が知ることができるとできれば、間接的であっても、子どもがその施設で暮らし続ける安心(実質的な選択)に資する効果は大いなのではないか。

・評価のコメントを読み手・措置児に向けたものにする必要があるのはいか。共通評価基準のコメントの読み手は事業者、内容評価基準は子ども達を対象にするなどの、メリハリを明確にしてはどうか。

19

4. 評価機関の課題

現状: 県内に社会的養護関係施設の評価機関「ない」⇒6県(福井、山梨、滋賀、奈良、鳥根、香川)。受審義務のある社会的養護関連施設が県内に10か所に満たない⇒5県(山形、富山、福井、滋賀、鳥根、香川)

課題:

・受審事業所の意欲向上への関与

事前説明(会)、確実な利用者調査、ヒヤリングによる課題の気づき-確認、評価結果の報告(会)など一連のプロセスの充実

・人材育成: 経験値の確保が重要(第三者評価の経験と専門分野に関する経験値のある評価者の確保及び研修の実施)・評価件数の確保

・評価費用の適正化: 1件30万で適切な評価は難しい、県外の評価の場合の交通費の負担等

20

福祉サービス第三者評価の課題

制度化してから20年を迎えるが、「第三者評価の受審が進まない現状」、そして第三者評価の意義・目的である「利用者の選択に資する情報公開」には役立っていない事が課題である。

見直しの視点

1. 第三者評価事業の制度的な側面から
意義・目的の定義
都道府県推進組織のあり方
2. 受審率の向上
3. 利用者の選択に資するための改善
4. 評価機関・評価調査者の質の向上

21

プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

2022年1月28日 第4回 FLEC フォーラム
 フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える

児童相談所、一時保護所の評価について

西南学院大学 安部計彦

(1) 第三者評価

- ・社会福祉サービス機関の第三者評価（社会福祉法第78条第1項）⇒**努力義務**
 - ・児童福祉施設の第三者評価（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第5条第3項）
 ⇒乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設は**義務**
 - ・児童相談所の第三者評価（児童福祉法第12条第6項）
 ⇒報道向思知事は、第二項に規定する**義務（児童相談所の業務）の質の評価**を行うことその他の必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に**努めなければならない**
- 実績（MURC：2020年調査）一時保護所35/112(31.3%),児相8/172(4.7%)

(2) 虐待死検証報告と第三者評価

虐待死検証報告

- ・起きてしまった子ども虐待について、対応の不備等を遡って調査、検討
- ・調査に基づく提言等、第三者評価に共通する部分はある
- ・個別事例であり、事件に関係ない業務や判断等については検証されない

第三者評価

- ・「人間ドック」のように表面的には特に問題なくても、全体を細かく調査・確認し、弱い部分や課題を事前に抽出
- ・指摘・提言を受けての善処を期待する（「第三者評価報告書」と「行政の取り組み計画」を同時に公表すべき）
- ・結果として、児童相談所の機能が向上し、子どもの権利擁護に寄与

(3) 日本児童相談業務評価機関（J-Oschis）発足の経緯

厚生労働省：子ども・子育て支援推進調査研究事業

- ・2017年度：三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 「一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究」
 ⇒一時保護所の**評価尺度**の作成
- ・2018年度：三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 「一時保護所の第三者評価に関する調査研究」
 ⇒**モデル実施**と評価尺度の修正・完成
- ・2019年度：三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」
 ⇒児童相談所の**評価尺度**の作成
- ・2020年度：三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」
 ⇒**モデル実施**と評価尺度の修正・完成

検討の結果、判明したこと

- ・質の高い（児童相談所業務に精通した）**評価者**が必要
- ・事務局機能が重要
- ・行政監査ではなく**対話型**の評価でないと本質（本音）に迫れない
- ・自己評価での職員の気付きも大切
- ・課題だけでなく**ストレングス**にも注目（自所のストレングスに無自覚は多い）
- ・全国の児童相談所での工夫や取り組みを紹介するなど、改善策の提案も重要

(4) 児童相談所第三者評価の流れ

- ①契約
- ②児童相談所職員（おおむね3分の1程度）の自己評価
- ③事前資料の提出（福祉行政報告例、超過時間・年休取得率、組織図、業務分担表等）
- ④措置・委託中の子ども、市町村等「利用者」へのアンケート
- ⑤現地調査（2日間：両日とも9:00～16:30）
 - ・弁護士（各都道府県の子どもの権利委員会所属）
 - ・評価員3人（児童相談所勤務10年以上）
 - ・各所の地域特性や取り組み等の説明、援助方針会議の傍聴、所員への聞き取り、事例を通しての対応の聞き取り等
- ⑥現地調査最後に簡単なフィードバック
- ⑦2か月以内の第三者評価報告書提出
- ⑧受審自治体の第三者評価を受けての対応策の検討
- ⑨第三者評価結果の公表（現状は任意）

子どもの権利擁護と児童相談所運営指標から選定

評価項目（計65項目）

- ①子どもの権利擁護
- ②児童相談所の組織
- ③虐待相談対応と進行管理
- ④社会的養護で生活する子ども
- ⑤社会的養育の推進
- ⑥家族とのかかわり・家族支援
- ⑦市町村や関係機関との連携

評価の表示

S・A（適切）・B・C

課題の提示

- ・国・法制度の課題
- ・当該自治体の課題
- ・児童相談所の課題
- ・職員の課題

プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

(5) J-Oschisの今後の事業計画

- 2021年10月に一般社団法人（将来的には公益財団法人を検討）
- 2022年度：10カ所（うち7カ所内定）、2023年度：20カ所、2024年度：35カ所を予定
- 全国での実施を使命とするため、来年度は**全国一律88万円**
- **評価員の養成も同時に行う**
- 一時保護所も来年度4カ所予定

(6) 児童相談所第三者評価の今後の展望

- 2021年9~10月の安部の児相設置自治体調査（西九大紀要で発表予定）で、**実施上の課題を尋ねたところ**

①児相の業務負担（67.3%）、②評価機関がない（59.6%）
③経費の確保（55.8%）、④行政上の順位が低い（5.8%）

③：厚生労働省が来年度の概算要求で児童相談所第三者評価の補助を計上（課題解決）

②：J-Oschis等が実施可能（課題解決）

①：一時保護所の第三者評価受審自治体は、「子どもの権利擁護向上」、「児相の業務向上」に「役に立つ、ある程度役に立つ」合計100%（実施は行政判断か？）

(7) 一時保護所の第三者評価の将来像

- すでに全国の約3割の一時保護所で第三者評価を受審
⇒ 評価者への不満、適正な評価を疑う声を聴く
- 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会では「一時保護所の第三者評価の義務化」が報告書に
- 一方、一時保護所・児童相談所・フォスタリング機関の第三者評価の専門性について「検討」

ご清聴ありがとうございました



プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」

第4回FLECフォーラム プレセッション 養子縁組民間あっせん機関 の第三者評価制度

2022年1月28日(金)
三菱UFJリサーチ&コンサルティング / 早稲田大学社会的養育研究所
冨子浩幸 (fuko@murci.jp / fuko@ajmi.waseda.jp)



第三者評価制度の創設における背景（私見）

養子縁組あっせん法
以前の状況

- ・民間あっせん機関は届出制でもあり、多様な事業形態が存在
- ・子どもの最善の利益を損ないかねない営利目的の運営への懸念
- ・民間あっせん業務は地域を問わず全国的に行われる
- ・民間あっせん機関数や成立件数が限定的で、知見・経験が豊富ではない

法律による
第三者評価制度

- ・許可基準を規定して許可制とし、第三者評価を義務化
※ 第三者評価と許可は直接的に連動しない
- ・民間あっせん機関の多様性に対応しつつ、共通する考え方や基本的事項を示す
- ・第三者評価の着眼点としては手順に関する文書や記録等が比較的多いが、目的や内容も確認
- ・自己評価と第三者評価を連動させ、改善の取組を促す

4 Mitsubshi UFJ Research and Consulting

第三者評価制度の概要

第三者評価制度の運用状況

第三者評価制度の法的位置づけ

- 養子縁組あっせん法による定め
 - ✓ 業務の質について ①自己評価 および ②評価機関による第三者評価を受け、結果を公表しなければならない
 - ✓ 評価の結果に基づき、業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない
- 養子縁組あっせん法とは（法第一条：目的）
 - ✓ この法律は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あっせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 民間あっせん機関があっせん業務を行うために（法第六条：許可）
 - ✓ 国、都道府県及び市町村以外の者は、養子縁組あっせん事業を行うとするとときは、当該養子縁組あっせん事業を行うとする事業所の所在地を管理する都道府県知事の許可を受けなければならない。

第三者評価の概要

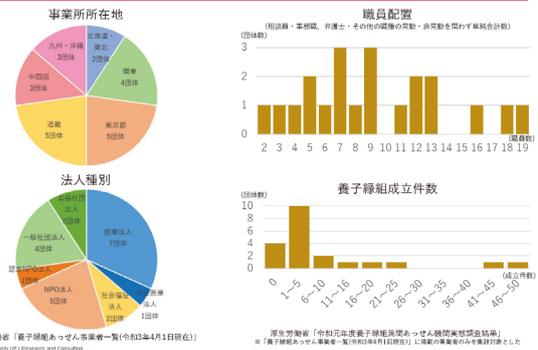
- 評価項目
 - ✓ 第Ⅰ部 養子縁組のあっせん・相談支援の基本方針と組織 …6項目
 - ✓ 第Ⅱ部 民間あっせん機関の運営管理 …10項目
 - ✓ 第Ⅲ部 適切な養子縁組のあっせん・相談支援の実施 …28項目
- 実施プロセス
 - ✓ 頻度：自己評価は毎年1回、第三者評価は3年に1回以上
 - ✓ 公表：評価項目ごとの評価ランク、評価の根拠を含む形で公表
- 評価機関
 - ✓ 厚生労働省が、評価を適切に行う能力(社会的養護関係施設の第三者評価を行う機関の認証を受けている者と同等の能力)を有する団体を指定



厚生労働省「民間あっせん機関の第三者評価のための手引き」

3 Mitsubshi UFJ Research and Consulting

民間あっせん機関の概況



6 Mitsubshi UFJ Research and Consulting

評価結果の公表

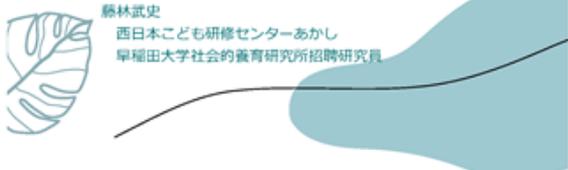
- 自己評価の公表状況（民間あっせん機関22団体：令和3年4月1日現在）
 - ✓ ホームページで公表 …5団体
 - ✓ 問い合わせへの対応を記載 …1団体（「ご覧になりたい方はご連絡ください」等）
- 第三者評価の公表
 - ✓ ホームページで公表 …4団体
 - ✓ 問い合わせへの対応を記載 …2団体
- 許可年度が異なるため、22団体が同じタイミングではない（今年度新たに許可を得た、第三者評価を実施中、といった個別の事情がある）
- 自己評価・第三者評価により業務の改善が図られることが重要
→ 公表後の各民間あっせん機関の継続的対応が求められる

7 Mitsubshi UFJ Research and Consulting

プレセッション「フォスタリング機関評価を含めた社会的養護全体の評価について考える」



パネラーの発表から考えられる共通の課題



- 児童福祉領域の第三者評価制度**
- 1 西郷民紗氏：フォスタリング機関の評価について
 - 3 新津ふみ子氏：社会的養護関係施設の第三者評価について
 - 4 安部計彦氏：児童相談所、一時保護所の評価について
 - 5 家子直幸氏：養子縁組あっせん機関の評価について
- ←参照→ 2 山口敬子氏：英国Ofstedに関する調査結果について

それぞれの領域に共通する課題



何のための第三者評価か？第三者評価の目的

- 「サービスの質の向上」「利用者の適切なサービス選択」「子どもが施設を選択できる仕組みではない措置制度→義務化」(新津)
- * 「社会的養護や児童相談所のソーシャルワークは、措置制度をベースに行われており、しかも、選択肢は限られているため、競争原理は働かずサービスの質の保障が担保されない」(新しい社会的養育ビジョン)
- 「業務の改善を図る」「共通する考え方や基本的事項を示す」(家子)
- 「弱い部分や課題を抽出、ストレングスへの注目」→「結果として、子どもの権利擁護に寄与」(安部)
- 「第三者評価は、利用者の権利擁護システムの一つとして位置付け」(西郷)



①第三者評価は、子どもの権利擁護に寄与しているか？

- 「社会的養護施設における利用者調査」「課題のある養育姿勢の改善に結びつかない事業所も少なからず存在する」「形式的な書類の整備や安直な対策に走りがち」利用者調査の公表の問題(新津)
 - Ofstedの原則「子どもと若者にどのように影響を与えているか？」「子どもたちの生活にとって最も重要なものに焦点を当てる」「子どもたちへのかかわり、生活にどのような変化(経験や発達等)をもたらしているかを判断基準とする」
- 現地調査における「ケース分析」「子どもや若者と対話」「アクティビティに参加」「ケース会議等の観察」「最大5日間現場に滞在」
- どのように取り組んでいるか
 - →子どもにどのような影響を及ぼしているのか
 - どのように把握するのか
 - 把握したものをどのように評価に反映させるか



②第三者評価には相応の専門性が必要ではないか？

- 「(課題として)評価機関における評価調査者の専門性」(西郷)
- 「人材育成：経験値の確保が重要(第三者評価の経験と専門分野に関する経験値のある評価者の確保及び研修の実施)」(新津)
- 「厚生労働省が、評価を適切に行う能力を有する団体を指定」(家子)
- 「質の高い(児童相談所業務に精通した)評価者が必要」「行政監査ではなく対話型の評価でない」と本質(本音)に迫れない「すでに全国の約3割の一時保護所で第三者評価を受審⇒評価者への不満、適正な評価を疑う声を聴く」専門性が課題(安部)

→ どのようにして確保するのか、どのような研修をするのか



③第三者評価どう活用されているのか？活用するのか？

- 「業務の質を改善」「共通課題を明らかにして制度の見直し変革につなげていく」(西郷)
- 「全国の児童相談での工夫や取り組みを紹介するなど、改善策の提案も重要」「児童相談所白書」(安部)
- 「利用者の選択に資する情報公開には役立っていない」(新津)
- 「第三者評価の公表ホームページで公表...4団体」(家子)
- 「社会の改善活動へ」(家子)

→ 公表することの意味、公表されたものの活用はどうしていくか？



③第三者評価どう活用されているのか？活用するのか？

- 「子ども向けのレポート」(西郷)
- 「子ども自身が知ることができれば、間接的であっても、子どもがその施設で暮らし続ける安心(実質的な選択)に資する効果は大きいのではないか」「評価のコメントを読み手・措置児に向けたものにする必要があるのではないか」(新津)
- Ofsted「子ども向けのものを作成する」「子ども向けのレポートは、短くてもよいし、絵を入れて、シンプルで具体的な文章にしても良い」「英語を母語にしない子ども等への配慮」

→ 今までになかった視点。どうしていくか？アンケート調査の対象でしかなかった子どもは尋ねられるだけで終わっていた。「あの結果はどうなったの？」



さいごにーこのセッションの意味ー

- 児童福祉領域の評価機関や評価者が一堂に会した
- 会することで共通の課題や個々の課題が浮かび上がってきた
- 「評価の評価」「評価の研究」「PDCAサイクル」(家子)を、今後、継続的に取り組んでいくことで、質の高い評価実践に到達するのではないか、という期待
- そのことが、子どもの権利擁護やウエルビーイングの向上につながる